

「性別変更」に手術必要は違憲

生殖不能求める規定、無効

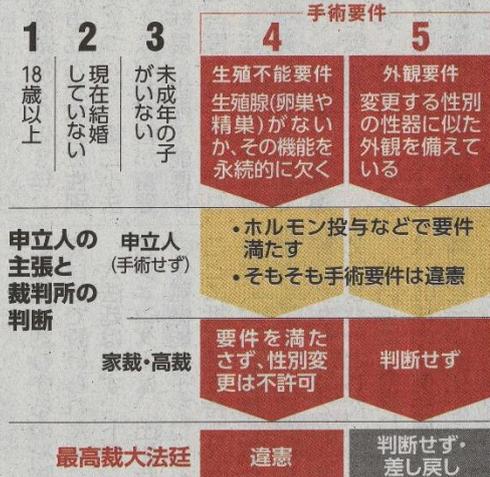
最高裁決定 全員一致

トランスジェンダーが戸籍上の性別を変えるのに、生殖能力を失わせる手術を必要とする「性同一性障害特例法」の要件が、憲法に違反するかが問われた家事審判で、最高裁大法廷（裁判長・戸倉三郎長官）は25日、要件は「違憲で無効」とする決定を出した。裁判官15人全員一致の結論。最高裁が法令を違憲としたのは12件目となる。

外観規定 差し戻す

特例法は見直しを迫られるほか、今後の性別変更では同要件は考慮されず、手術なしでの変更が

「性同一性障害特例法」の性別変更5要件



「自分」でいられる社会を

視点

学校で男子と女子に分けられる。思春期に声が低くなる。胸が膨らむ。私たちが経験してきた一つ一つが、トランスジェンダーには「間違った人生に閉じ込められた」ように感じられる。その絶望を想像してほしい。子を持つようになす。性器の形を変えさせる。多くの人が意識したことのない「自分の性別で生きる権利」を得ること

と引き換えに、この社会はトランスの人たちに不条理な決断と犠牲を強いてきた。1万1030人。2021年までに戸籍の性別を変えた人の数だ。03年制定の性同一性障害特例法は、間違いなく救いをもたらした。だが性別への違和感を訴えた受診者のうち、手術を選んで性別変更まで至る人は2割にとどまる。25日の最高裁決定は、性別の自己決定権を尊重し、法からこぼれ落ちてきた人々たちを

救済する一歩である。世界保健機関(WHO)は18年、性同一性障害を性別不適合と改め、精神障害の分類から外すと決めた。国際的に消えた病名を冠した特例法は、根幹が揺らいでいる。トランスのあり方を病とみなすことで奪ってきたものを見つめ直す。そこから始め、少数者への特別の配慮を超えて、誰もがただ「自分」でいられる社会へ。変えていくのは私たち一人ひとりで。

(二階堂友紀)

と、「変更する性別の性器に似た外観を備えている」(外観要件)は手術要件と呼ばれる。前者を満たすには精巣・卵巣の摘出、後者は陰茎切除などが原則必要とされる。今回の審判では、出生時の性別は男性で、女性として社会生活を送るトランス女性が、手術なしでの性別変更を求めた。最高裁は、自認する性別で法的に扱われることは「重要な法的利益」と指摘。生殖不能要件は、幸福追求権を定めた憲法13条が保障する「自己の意思に反して身体への侵

2面||社会の変化重視
8面||社説
26面||決定要旨
28面||安全な手術課題
29面||体も心も幸せに

安全な手術体制整備課題

希望する人には

今回の判断について、GID（性同一性障害）学会理事長を務める中塚幹也・岡山大教授（産婦人科医）は「大きな前進。体を傷つけなくても性別変更できることが理想だ」と評価する。

閉経によって生殖機能が失われたと判断され、性別変更が認められたケースは報告されているものの、極めて例外的で、現状では性別変更には卵巣や精巣を切除する手術が前提とされてきた。卵巣や子宮、精巣を摘出するかどうかは、元には戻せない重い決断になる。学会もこれまで手術要件の撤廃を求めてきた。最高裁の判断を受けて、今後は、手術を経す

に性別変更ができる道が広がる。

ただ、手術を望む人もいる。国内で適正な費用で、住んでいる地域に関わらず安全に手術を受けられる体制整備は引き続き課題だ。

日本で手術に公的医療保険が適用されたのは2018年。国内では長い間、安全に手術できる医療機関は増えず、費用が安く手術例の多いタイなど海外に渡って手術する人が多かった。12年には、東京都内のクリニックで乳房切除後に死亡する事例も明らかにした。

しかし、学会の認定医が少ないことや、難易度が高い手術でもあることなどから、現時点でも保

険を使って手術ができる医療機関は全国で8カ所にとどまる。

また、ホルモン剤の投与には保険が使えず、併用すると「混合診療」となり、手術も保険が使えなくなる「制度の壁」もある。望んだ性に近づけるため、多くの人は手術前からホルモン剤を使っているため、手術に保険が使えない。自費で100万円以上かかる場合もある。

今年6月に発表されたデンマークの研究によると、トランスジェンダーの人の10万人あたりの自殺率は、そうでない人に比べて3・5倍になる。9月に発表された豪州の研究では、トランス男性が早期に男性ホルモン療法を始めたほうが、うつ傾向が改善されると報告された。

中塚さんは「手術を希望する人が手術を受けやすい環境を整える必要がある」と指摘。ホルモン療法の保険適用を厚生労働省に要望していくという。（後藤一也）

法令違憲 戦後12件目

最高裁が法令の規定を違憲と判断したのは、今回で12件目になる。

裁判所は、法律や条例などが憲法に違反しない

最高裁が法令の規定を違憲と判断した12件

カッコ内は最高裁が判断を示した年

1	刑法の尊属殺人罪 (1973年)	両親などを殺害した場合、通常の殺人より重い刑を定めているのは憲法14条の「法の下の平等」に違反
2	薬事法の薬局の距離制限 (75年)	薬局開設に距離の制限を設けるのは「職業選択の自由」を保障した憲法22条に違反
3	公職選挙法の議員定数配分 (76年)	「一票の格差」が最大4.99倍となった72年衆院選の区割りには憲法14条などに違反
4	同 (85年)	一票の格差が最大4.40倍となった83年衆院選の区割りには憲法14条に違反
5	森林法の共有林の分割制限 (87年)	財産権を定めた憲法29条に違反
6	郵便法の損害賠償責任免責 (2002年)	国の賠償責任範囲の制限は、国家賠償請求権を保障した憲法17条に違反
7	公職選挙法の在外邦人の選挙権制限 (05年)	海外に住む日本人に国政選挙の選挙権を認めないのは、選挙権を保障した憲法15条などに違反
8	国籍法の婚外子の国籍取得制限 (08年)	日本人の父と外国籍の女性の婚外子に、出生後の父の認知があっても日本国籍を認めないのは憲法14条に違反
9	民法の婚外子の相続 (13年)	婚外子の相続分を、結婚した父母の子の半分とするのは憲法14条に違反
10	民法の女性の再婚禁止期間 (15年)	離婚して6カ月間の再婚を禁止するのは、100日を超える部分が憲法14条などに違反
11	最高裁判官国民審査法の在外邦人の審査権制限 (22年)	海外に住む日本人に審査権を認めないのは、公務員の選定・罷免権を定めた憲法15条などに違反
12	性同一性障害特例法の生殖不能手術規定 (23年)	トランスジェンダーの戸籍上の性別変更で生殖不能手術を必要とする規定は憲法13条に違反

断する最終的な権限が与えられており、「憲法の番人」といわれる。

最高裁による最初の違憲判断は1973年。自分や配偶者の親、祖父母などを殺害した場合、通常より重い刑罰を科していた刑法の「尊属殺人」規定を違憲とした。

最高裁の違憲判断が与える影響は極めて大きい。憲法には、国会議員や公務員らの「憲法尊重義務」が明記されており、法令が違憲となれば、国などは法改正に向けて動かざるを得ない。

一方、尊属殺人罪の際には、「親や先祖を敬う」などした。（遠藤隆史）